裁判へのご支援・ご協力を！
2017年05月19日128号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

困った時に国民の生活支える制度！に共感

17日（水）の昼休み、札幌市の大通公園3丁目で「新・人間裁判」の街頭宣伝を行いました。原告13人を含め39人で宣伝しました。

「年金が心配だから…」「いざと言う時に大事」と署名

「年金が下げられ当てにならないから、守らないといけないと思う」（働いている女性）、「友人に生保利用者がいるけど、生活が大変。何がきっかけで生活困難になるか不安。他人事でない。いざと言う時に大事（な制度）」（2才の子どもを連れた女性）。

「裁判の公正な審議を求める」地裁署名が53筆、全生連の生活保護署名が48筆集まりました。

スピーチを紹介します

生活保護は憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を全ての国民に保障するための制度です。そのために税金は国民生活優先で使うのが原則です。新・人間裁判で制度の後退は憲法違反であることを訴えて行きます！（後藤昭治原告団長・厚別区）

祖母・母・父が次々と亡くなり天涯孤独になった不安と職場の給料の遅配から精神が不安定になり、働くことが出来なくなり生保を利用するようになりました。保護費の引き下げで日々、節約生活。友人との交際やお墓参りを減らすのは辛いことです（鳴海真樹子・白石区）。

生活保護の基準が最低賃金や老後の生活を支える年金額を決める基準になっています。保護費が引き下げられると、国民生活の水準全体が引き下げられることにつながります。人間らしい暮らしを守る！そして取り戻す！裁判です。ご支援をお寄せください。（細川久美子・原告世話人代表）

私は病気になり仕事を失い、医療費が払えなくて困ってしまい、生保を利用するようになりました。お金の心配なく病院にかかることができ、生活を安定させることができ、本当に助かりました。大変な時に生活を支えてくれる大事な制度であることを身を以て体験しました（早月俊志・北区）。

保護費が下げられ、食事や入浴の回数を減らす。冬は燃料代を節約する。社会参加や人間関係が薄くなっていく…。人間らしい生活を誰もが送れるように、最低生活の保障を国に求める運動をともに進めていきましょう！（佐藤宏和・道生連事務局長）。